徳地町報

発行所 徳地町役場
発行者 徳地町長 藤本 介
編集 徳地町役場 河村 紘
印刷所 今澄印刷所

議会の動き

第二回臨時町議会開催

八月五日午前九時三十分開会、第二回臨時町議会を出席公民館に招集、出席議員二十七名欠席三名及伊藤町長、坂本、長岭両助役、世木総務、高橋税務、三戸経済、津田施設の各課長参与として出席当日町長より提出の次の議案について慎重審議の結果何れも原案通り可決、確定十二時三十分閉会した。

◎議案第一号
土地売却処分について
佐波川ダム建設に依り、旧柚野村の柚野中学校、柚野小学校、役場、隔離病舎等の土地を政府に売却する

◎議案第二号
家屋売却について
八坂巡査駐在所の老朽に依り家屋を売却する
木造瓦葺一部二階建
二十一、七坪

◎議案第三号
不動産の購入について
役場、柚野中学校、柚野小学校等の建築に伴い不動産の購入

◎議案第四号
八坂駐在所新築について
木造瓦葺一部二階建
二階、八、二五坪
階下、二五坪

◎議案第五号
柚野小学校新築について
新築する建物
校舎木造瓦葺平屋建
三一一、七五坪

◎議案第六号
柚野中学校々舎移改築について
移改築する建物
校舎木造瓦葺二階建
四八六、八坪

県政室の誕生など

県庁機構の一部改正

県民と県政の接触強化せらる

去る七月五日をもつて「山口県庁組織規則の一部を改正する規則」公布されましたがこれによつて、総務部では秘書課が廃止されて県民室に秘書係として吸収され、あらたに県政室が設けられることになりました。

なお労政民生部社会課には移住係が新たに加えられました。

県民室に秘書課を吸収したことは、県民の皆さまの県政に対する意見や希望の声を知事の耳に速かに達するようにしてそれを県政の上に反映し、さらに知事が定めた県政の方針を県民の皆さまに御なつとくのいくように説明し御協力を仰ぐ態勢を強化するためにとられたものです。

これによつて県民の皆さまと知事とは密接につながり、県民の皆さまの御期待にそつ

備えて台風に災害対策を

充分整えましよう

今年の梅雨はどうやら「からつゆ」に終りましたが、それでも六月下旬から七月にかけしゆう雨性の豪雨が襲つて県下でも次のような被害をもたらしました。

死者 三名
家屋全半壊 四戸
床上浸水 二六六戸
床下浸水 三四〇一戸
水田冠水 七三一八町歩
橋梁流失 一四ケ所
道路損壊 二四ケ所
堤防決壊 五三ケ所
山くづれ 四五ケ所

さてこの豪さの時期のすぐ後には例年の通り招かざる客、台風が待つています。

台風は雨に強い風を伴いますので、それだけ被害も大きいので、各家庭におかれても今から暴風対策の万全を期しておかれる事をお願いして已次に災害対策の事前措置特に大事な事柄を申し上げましよう。

◎気象情報を早く確実に知ること。

気象情報はラジオや警察を通じて刻々と情報が知らされます。

◎河川か堤防の危険状態を早く知ること。

河川、堤防等は警察官、水消防団員等が洪水のおそれのある箇所の警戒に当り、危険が迫つた時は、即刻町役場などに知らせて、避難措置や被害防止対策を講じます。

このような場合には何時でも避難出来るように準備しておくことが大切です。

なほ要所々々には量水標が設置せられています。

そして通報水位、警戒水位を示すようになつています。

尚その外警察や町役場では災害防止上いろいろな設備や特に大事な事柄を申し上げましよう。

◎気象情報を早く確実に知ること。

気象情報はラジオや警察を通じて刻々と情報が知らされます。

◎河川か堤防の危険状態を早く知ること。

河川、堤防等は警察官、水消防団員等が洪水のおそれのある箇所の警戒に当り、危険が迫つた時は、即刻町役場などに知らせて、避難措置や被害防止対策を講じます。

このような場合には何時でも避難出来るように準備しておくことが大切です。

なほ要所々々には量水標が設置せられています。

そして通報水位、警戒水位を示すようになつています。

尚その外警察や町役場では災害防止上いろいろな設備や資材を備えたり、何時でも必要な人員を配置できるよう十分準備して居りますが、皆様の御協力をお願いしております。

た明るい山口県政が行われる体制が整備されたわけで、その意義は誠に大きなものがあるといわなければなりません

治山に打込んだ40年

山本源一氏表彰さる

参院議員会館で

治山功労者として七月二十七日、参議院議員会館で、日本治山治水協会（会長周東英雄）から表彰される山本源一氏（五八）は徳地町引谷の人大正六年から砂防工事と取組み県下各山に足跡を残し文字通り!!この道四十年!!で砂防と植樹に尽力し、県下唯一人の表彰である。

節米 栄養 経済の一石三鳥

大いに麥を食べましよう!

夏になると食欲が衰え、栄養を充分とれなくなり、疲労を覚えることが多くなりますが、皆様の食生活はいかがでしようか。

本県は、平年作で一一四一一五万石のお米がとれて、四二一四五万石が供出されていました。

麥に於ても本県は消費県で県外から消費量の三割位を移入しております。

日本人は昔から米の偏食で短命だといわれています。

私達の健康上からも、又経済上からも麥を食べることが役も有利です。

麥を食べることは、外米に比べて割安で、外貨の節約になり、日本自立にも役立ちます。

麥では大いに麥を食べましようという運動をおこしています。

◎一日一回はパンかメン類を食べましよう。

◎麥御飯をたべましよう（七、三）を標ぼうして、お弁当も麥御飯かパンにして、一日の半分は麥を食べるようしますと、やみ米を買はなくてもすみます。

みんなこぞつて協力しましよう。

徳地町今昔物語

沿革の概要

わが徳地町が成文歴史の上に現れてくるのは、既に平安時代の頃からである。

当時周防国佐波郡として記録があり、次いで律令政治の崩壊に伴い、新興階級として武士の勃興するに及んでやがてこの地も平氏の地盤になつていつたが。

おごる平氏久しからず、やがてその没落后は、琳聖太子以来の周防随一の豪族多々良氏即ち大内氏の勢力範囲に属するに至つた。

治承四年（一一八〇）四月平重衡は東大寺に兵火をかけ一宇も残さず焼尖させた。

その后朝廷では平氏滅亡の后、東大寺再建の議おこり、周防国はその造営料国に当てられて、東大寺の知行国となり、その国務は東大寺の大勧進がこれに当つていた。

当時木町の区域は得地保（徳地とも通して併く）と称せられ、国衛の管理する公領であつた。

そして得地保は又、上得地、下得地に分れていた。

上得地は現在の串、島地、和田の区域、下得地は出雲、八坂、柚野の地域を謂い、この地域の四囲の山々は千古斧鉞の一大自然林であつた事は東大寺再建用材採集のため、俊乗坊重源上人が文治二年（一一八六）四月大勧進としてこの地に下向して、数多の遺蹟を残した史実によつて明らかである。

弘治元年陶晴賢は毛利元就と厳島に破つて敗れてより、得地保は明治維新に至るまで毛利氏の領有するところとなつた。

藩政時代の行政管区は宰判、郡、村の三段階であつて、宰判は代官といつて代官所を一名拠場ともいい、御地宰判の拠場は現在の大字堀字伏野の地にあつた。

代官は萩府当職所率行所の一局に勤務して、郡率行所の監督を受け春秋冬の三季任地に赴いて郡中制法を厳みきかせ宗門監視、山林樹木の栽培、開墾田畑の成否、孝子節婦義僕精農等を奨励し、租税の賦課検按など司つたのである。

拠場には三役があり、大庄屋、惠米方、算用師をいい、大庄屋は各村の庄屋を統督していた。

村方には庄屋、畔頭、証人百姓があり、村方三役といつて不織の行政機関にして封建組織はこうした権力をもつてがつちり固められていたのである。

歴史は流れて、明治維新となり、版籍奉還に次いで明治四年廃藩置県の制度行われ、代官所を一名拠場ともいい、周防、長門の二国を山口県とせられ、御地宰判は部署徳地部と改め、明治八年県下を二十一区に改め徳地部は第八大区と改称し、明治十年第八大区扱所を第九大区（三田尻）に合併、次いで明治十二年郡区町村編成法発布せられ、従来の大小区並に各扱所を廃せられ各村（現在の大字）に戸長役場を設けられた。

明治二十二年四月一日町村制施行の際前記の各村を合併して、新に出雲、八坂、柚野の各村を設置し、島地、中和田の各村を設置してそれぞれ村役場を置いて近に至つた。

爾来打ちつづく戦争その他の災害と困苦、果ては敗戦の深刻な影響下にも拘らず非常に速度は緩慢ながらも徐々に発展の途上にあつた折。昭和二十六、七年佐波川流域を襲つた大水害は深刻な打撃を与えたけれども、上下一致して復旧もほぼ完了に伴つて、他方佐波川上流地方は世紀の付託をになつて一大電源地化せんとする佐波川上流地方は昭和二十八年町村合併促進法の施行に伴い、古来より産業経済、人情風俗等共通なる佐北各村（除和田村）は、合併促進委員会を結成して合併に対する確信を成熟し、昭和三十年四月一日大同団結の下に新発足とこに県下随一を誇る広範な上に大徳地町は呱々の声を挙げるに至つた。

力強く新発足の徳地町連合青年団

徳地町連合婦人会

今后の活躍を期待せらる

徳地町の新発足を契機として、各地区団体を一丸とした大きな結束をもつて、新生徳地町の文化社会の建設に努力しあおうという力強い、逞しい二団体が誕生しました。

即ち七月十二日午前九時より出雲公民館に於て、各地区の青年団及婦人会の幹部集会を開催して、規約の制定、役員の選こう等（青年団は七月二十三日再開決定）を行いました。

★徳地町連合青年団の役員次の通り。

団長 柳井稔秋＝八坂＝
副団長 津田誠士（兼定和田村）
〃 長嶺孝子＝島地＝

★地区青年団長次の通り

柚野青年団長 石川公成
八坂 〃 柳井稔秋
出雲 〃 〃 〃 小池徹也
島地 〃 佐古太一
串 〃 〃 森氏幹夫

★徳地町連合婦人会の役員は次の通り

会長 宮崎英子（出雲）
副会長 池田ヨシ（島地）
柚野婦人会長 久幸英津子
八坂 〃 河村モモエ
出雲 〃 〃 〃 杉井ムラ
島地 〃 池田ヨシ
串 〃 〃 藤井光子

明るい、すみよい町つくりは

まず住民登録の実行から

昭和二十七年に住民登録制度が実施せられて今年で満三年になります。

住民登録というのは既に御承知のように私達国民全部を公に登録して、市町村に住んでいる人々の住所や名前など日常生活を中心とした状況をはつきりさせ、明るい、すみよい社会をつくる基としているものです。

× × ×

戸籍法上の手続や入学、配給、選挙、証明等々の諸手続や証明などはその人の住所に関係のあるものが非常に多くそれぞれ住民登録を基礎として処理されます。

× × ×

世帯主が変つたり、家族の転入、転出その他住所や世帯内に変動の有つた場合は、その都度十四日以内に市町村役場にお届下さい。

× × ×

定められた規則を忠実に守ることは、社会の秩序を正しくして、明るいすみよい世の中をつくる第一歩です。

× × ×

これらの届出や手続などで不明の点がありましたら、市町村役場の住民登録係え御遠慮なく御相談下さい。

× × ×

一人残らず住民登録を実行し励行して、明るい徳地町の建設に協力しましよう。

国勢調査の実施

きたる十月一日現在でぜひ皆様の御協力を

今年は国勢調査の行われる年です。

即ち十月一日午前〇時現在で全国一斉に行われます。

今年の調査は日本独立后及本町も合併新発足后初の国勢調査でありますので、一しおその意義深いものがあります。

この調査は国内の人口状況を把握して、各種の行政、施策の基礎資料となる重大な調査で、各種統計調査中でも特に重要なものであります。

(1)氏名 (2)世帯主との続柄 (3)男女の別 (4)出生の年月日 (5)配偶の関係 (6)国籍 (7)昭和十六年末までに生れた人で、昭和三十年九月二十四日から三十日までの七日間における就業状況、所属産業の種類、職業の種類、従業上の地位及びこれに付随する事項 (8)住居に関する事項等でありますが、係では目下いろいろ準備しています。

本町だけでもこの調査の正確且合理的に実施できるように設定せられる調査区が一二区もあり、実際調査の第一線で御活躍して頂く調査員の方を一〇六名も予定して各方面にお願いしてその殆んどの方方より御承諾を頂いて居ります。

係員や調査員の方々はこの調査を円滑正確に進めるためにいろいろと努力は致しますが、何といっても町民の皆様のこの調査に対する御理解と御協力をいただかなければ、調査員の方々の実地調査もスムースに運ばないと考えられます。

町民の皆様の心からなる御協力をお願致す次第であります。

尚万一調査にもれたり、重復して調査を受けられた場合には、十月七日までに、町長に御申出下さい。

靖国の遺児たち——なつかしの社頭對面無事に參拜歸町する

山口県遺族連盟主催第十回遺族靖国神社団体参拝の徳地町遺族会の遺児河野和俊君（島地中三年）外八名は去る七月二十六日出雲公民館に集有近会長、伊藤町長等の激励の言葉に送られ、険の父、兄えのなつかしの対面に双頬を輝かせ、三田尻駅迄見送りの有近会長等に附添われて参拝の途に上つたが、長途の旅行にもめげず、八月一日全員無事に帰町しました。

（写真は出発の際の記念写真）

日赤山口支部より災害見舞が送られました

去る七月六日落雷で火災を起した大字伊賀地林俊雄さんえ日赤山口支部よりお見舞品の衣料数点が送られ、本人や部落の人達に感謝されています。

民生委員研修会開催炎熱下に熱心に研究

デフレの波は漸く深刻化して、失業、経営難、又一般家庭でも収入漸減或は無収入等暗い現象が生じつつあり、生活保護の申請も激増している。

こうした世相に際して特に重要なのは社会政策であつて終戦直后の日本を辛うじて破滅から救うたものは、実に生活保護法の出現であつた。

この意味で第一線担当の民生委員の功績は大である。

今回このように重大な役割を果す民生委員の人選が一層仕事に精進できるようにと、八月四日出雲公民館で、山口県社会福祉協議会主催の民生委員、職員の研修会が開かれ中部社会福祉事務所長外数名の講師を迎えて、連日の暑さにもめげず熱心に研修が行われたが、やがてその成果は民生委員の仕事の上に顕現されるであろう。

貯蓄に關する税法上の優遇措置實現

預貯金利子課税の免除等画期的措置

第二十二特別国会で審議中であつた租税特別措置法案は六月二十九日参院を通過して七月一日から施行されることになつたが、これによつて持続の貯蓄に関する税法上の優遇措置が実現しました。

とくに預貯金等の利子所得に対する課税は全免されることになり、今まで漸進的にとられてきた課税の軽減措置も画期的な段階に到達したわけで、今后におけるわが国の貯蓄運動に大きな役割を果すことなりましょう。

十月から空気銃は許可がなければ持てません

今度の国会で「銃砲刀剣類等所持取締令」の一部が改正せられ十月一日から実施されますので、知らなかつた、考え違いしていたなどで違反しないように警察では望んでいます。

◎改正された主な点は次のとおりです。

▽空気銃がこの法令の適用を受け、公安委員会の許可を受けなければ所持できないことになりました。

但この法が施行されるとき空気銃をもつている者は施行后六十日以内は許可を受ける準備期間として、その期間はまだ持つていてもよいことになつています。

▽猟銃や空気銃などの銃砲は命中予防のため「おい」をかぶせるか、容器に入れるかして、携帯しなければならなくなりました。つまり裸で持ち歩くことはできなくなつたのです。

▽刃渡り五、五センチ以上の飛び出しナイフの所持が禁止されました。

▽硬質ゴム製の弾丸等が禁止されました。

▽硬質用のびよう打銃等が公安委員会の所持許可を受けて所持できるようになりました。

自動車の検査申請書やナンバープレイトが変りました！

七月一日から道路運送車輌法施行規則の一部が改正実施されることになりました。

自動車検査受検の際など、間違いない様御注意下さい。

◎変更になつた検査関係申請書

この申請書は、各地区の検査場、または、山口県二輪自動車販売協会（山口県陸運事務所内）及び、山口県陸運事務所に備えつけてありますので御利用下さい。

◎検査申請書の記載事項の一部が変わりましたが、詳しいことは自動車検査場で御尋ね下さい。

◎登録番号標（ナンバープレート）の様式改正せらるる

(1)昭和三十年四月一日改正

(2)昭和三十年九月三十日までは従来の様式を交付することができる。

(3)旧様式の番号標は運輸大臣の指示するまでは改正のものとみなす。

(4)新様式中主な改正点

(イ)数字が四桁となる（従来六桁）

(ロ)県別と車種別の略号が上段に分れる。

(ハ)数字の頭に「いろは」の符号をつける。

「あいうえお」「かきくけこ」は＝営業用＝

「たちつてと」は官公営用

その他は自家用

すなわち営業用は「あ」官公営用は「た」自家用は「す」から始まります

(ニ)数字の巾が四糎大きくなります

(ホ)営業用の桑色黄地がより橙黄色に変わります

(ヘ)縦体の長さが一一〇糎短く巾が二〇糎広くなります

(ト)米英軍人軍属私有車及臨時運行関係は従来通りです

八月は町県民税の納期です

八月は町県民税の納期で八月三十日が納期限になつています。

各支所の外次の場所で臨時出張徴収を致しますので、是非御利用下さい。

納期限を経過しますと延滞金を納めて貰うことになり、又督促状が出た場合には督促手数料二〇円も合せて納められることになりますので、期限内に納められるやうお願ひします。

八月二十九日
出雲地区
御所野小学校
伊賀地小学校
岸見小学校

八月三十日
島地地区
蔵場公会堂
下藤木公会堂
山畑公会堂

八月三十一日
串地区
巣山農業協同組合
高原シズノ宅
大前秀登宅

八月二十五日
柿野地区
養野谷分校
久幸野晴宅
大次郎宅

八月二十六日
八坂地区
引谷農協支所
船路農協支所
三谷農協支所
胡薗日時……昭和三十年九月十八日（日曜）
開催場所……山口市会議事堂（予定）
参加資格　男女　十六才～三十才代表各郡市より各一名
応募資格
A級（小学生）
B級（中学生）
C級（高校生）
D級（一般……含大学生）
表彰……一等一名
参加賞……二等二名
賞状賞品副賞
弁論時間……一人十分間以内
演題……青年の使命
(1)国際情勢と共産主義
(2)婦人の社会進出
(3)人の平和の問題
(4)家庭生活と協力
(5)国活の将来
日本の立場
☆国連ポスター懸賞募集
ポスターの内容
国連の精神、理想等を表わす文字その他を適当に入れること。
大きさ及色彩
新聞紙一頁大または半頁大
レ色は五色以内、絵具クレヨンの種類は自由

公告

青年弁論大会出場者募集

国連ポスター

国連県本部の国連十週年記念行事
全日本青年弁論大会
山口県予選

県民税町民税について

町民税は町内に住所を有する個人に対しては、均等割額及び所得割額の合算額によつて、事務所又は事業所を有する法人に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によつて課税されます。

個人均等割の税率は法人一、〇〇〇円

所得割の税率は超過累進税率で最低 $\frac{3.5}{100}$ で最高 $\frac{7.5}{100}$ であります。

法人税割の税率は $\frac{7.5}{100}$ であります。

所得割の課税標準額は総所得金額から基礎控除（六七、五〇〇円）のみをした金額です

所得割額の軽減

扶養親族一人に付三百円を各税額より控除します。

県民税の均等割の税率は個人一〇〇円

県民税の所得割は町民税の所得割額に一定の乗率により算出して町民税と合算して課税されます右を算式にて表示しますと次のようになります。

町民税

総所得金額－67500＝課税総所得金額

課税総所得金額×税率＝所得割額

所得割額－扶養控除＝町民税所得割額

町民税所得割額＋200＝［町民税額］

県民税

町民税所得割額×税率＝県民税所得割額

県民税所得割額＋100＝［県民税額］

紙上相談室開設御知らせ

町報もいよいよ第3号をお贈り出来るようになりました毎月御一回の発行事足りる様にと満一ヶ月間を予定しております。

上の紙面は存じますが、第4号は雑誌の様に御一緒に御相談室を開設致します。

御不明の点、御質問、御相談、御納得いかない事、御相談なども、御相談なども、御相談なども